

令和 3 年第 3 回議会定例会あいさつ

本日ここに、令和 3 年第 3 回高森町議会定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、何かとお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。ありがとうございます。

(新型コロナウイルス感染症の状況)

新型コロナウイルス感染症は第 5 波が到来、若年層を中心に感染力の強い変異株が猛威を奮い、連日 2 万人に及ぶ感染者が確認されるなど、全国で感染拡大が止まらず、これまでで最も深刻な局面を迎えています。感染症された皆さま、後遺症に苦しむ患者の皆さまに心からお見舞い申し上げますとともに、昼夜を問わず懸命に診療に当たってくださっている医療従事者の皆さまに深く敬意と感謝を表します。

このような中、国では、9 月 12 日までの期限で緊急事態宣言を 21 都道府県に、まん延防止等重点措置を 12 県に発令し警戒を呼び掛けています。

長野県内では、昨日 78 名の新規感染者が確認、県内の感染者は累計で 7,956 名、現在療養中の方は 892 名、内入院中の方は 244 名、重傷者 6 名、中等症者 53 名、病床使用率は 49.8%です。現在の新型コロナ警報レベルは、全県で「特別警報Ⅱ・レベル 5」併せて「医療非常事態宣言」が発令されています。

町内でも、8 月 14 日以降 7 名の方が陽性と診断され療養されています。このような状況と、長野県が「特別警報Ⅱ・レベル 5」を継続していることも踏まえ、9 月 12 日までの間、公共施設の休止や利用制限を行い、自治組織等の皆さまには会合等の縮小などをお願いしています。町民の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。

南信州管内では、飯田市を対象に、先行して「特別別警報Ⅱ・レベル 5」が発出され、酒類を提供する事業者に向け、休業又は 20 時までの営業時間短縮の要請がされました。その後、「特別別警報Ⅱ・レベル 5」は県全域に拡大されましたが、県は当町の飲食店への時短要請は行わないと決めました。この感染の拡大を抑え込むには、経済・人流を共有する地域全体で取り組む必要があります。そこで、町独自で、酒類の提供の有無にかかわらず、20 時以降も営業されている飲食店の皆さまに対し、8 月 23 日から 9 月 2 日までの間、20 時までの営業時間の短縮をお願いし、ご協力いただ

いた日数に対し1日あたり25,000円の協力金をお支払いすると決め、8月21日には私も含め職員が対象と見込まれる約50店舗を訪問しお願いをしたところです。これに伴う予算17,500千円は、財源とともに高森町一般会計補正予算（第3号）として専決処分し、議案第52号として本議会に上程させていただいています。その後、大鹿村を除く北部4町村・阿智村・下條村が、8月28日から9月1日までの間、県の時短要請対象地域として加えられたことから、県の援助を受けられる期間は、町の協力金対象期間から除くこととしました。今週に入り、飯田市のみ営業時間の短縮要請が9月8日まで延長され、町の協力金をとのお声もいただきましたが、県が一般会計補正予算を専決処分し、新型コロナ中小企業等特別応援金として、業種を問わず8月9月の売上が、前年又は前々年対比50%以上減少した事業者に対し、法人最大40万円、個人最大20万円を支給する制度を決めましたので、町としましてはこの制度を事業者の皆さまに広報させていただくこととしました。その一方、売上げの減少率50%の条件は厳しいと判断し、県の応援金の対象とならない事業者の皆さまの支援制度を現在検討しています。人流抑制と経済活動の両立は困難ではありますが、第5波がもたらした人流抑制により、苦しんでいる事業者の皆さまを、町としてできる限り応援させていただきます。

町では介護施設の従事者や利用者やその家族、帰省学生や進学・就職活動の学生などに対して、病院での抗原定量検査費用の助成をしています。これまで年2回を上限としていた検査回数を、感染拡大を踏まえ年5回に変更しました。また、県外等の往来をきっかけに感染し、家族内へ広がるケースが増えているため、助成対象者に「8月20日以降県外へ往来のあった町民の皆さま」を加え、9月21日までに抗原定量検査を実施した場合に助成することとしました。感染拡大を防ぐため、積極的な検査をお願いします。

下伊那北部5町村で進めるワクチン接種は、7月末までに希望する高齢者の2回の接種がほぼ完了し、64歳以下対象者の接種を順次進めています。8月31日現在の接種状況は、12歳以上対象者11,308名のうち、1回目を7,104名・62.8%、2回目を5,649名・50.0%が完了、現在接種主体の65歳未満対象者7,181名のうち、1回目を3,225名・44.9%、2回目を1,810名・25.2%の皆さまが完了しています。北部5町村では今週中に12歳以上全ての皆さまへ接種券を送付し、9月13日から9月27日以降3週間先までの約4,000回の予約受付を行う予定ですので、手元に届いた接種券に

同封されている案内に従い予約をお願いいたします。また、早期接種をご希望される皆さまは、県の接種会場・エスボードでも、18歳以上の一般接種として、本日9月2日から接種ができます。予約できれば、明日以降の接種も可能ですので、詳細は県のホームページで確認し、積極的にご利用ください。また、9月3日から、妊娠をされている皆さまは、一般接種会場とは別に高森レディースクリニックで接種することができます。対象の皆さまへはご案内をしています。かかりつけ医と相談の上、希望される場合は予約をお願いいたします。

新型コロナウイルスワクチンの効果について、大阪府は、ワクチン2回接種後2週間を経過した方の感染者は0.4% (317人/85,325人)、重傷者、死亡者はともに0.0%と公表しています。ワクチン接種には様々な考え方があり、それぞれ尊重されるべきではありますが、現在、ウイルスが感染力の強いデルタ株に置き換わり、日本中で未接種の若者世代や接種対象となっていない11歳以下の子どもにも感染が広がり、重症化する方も増えています。子どもたちの感染を防ぐためにも、日常生活を取り戻すためにも、多くの皆さまの接種をお願いいたします。

令和3年度のコロナ対策事業予算は、ワクチン接種、検査費用の助成、公共施設の衛生強化などと共に、中小事業者や農家などに対する経済対策など、8月23日に専決処分した補正予算を含め25事業・予算額で228,000千円を計上し、順次執行しています。今後も、議会をはじめ様々なお立場の町民や事業者の皆さまのご意見をお聞きしながら、状況が持続的に改善するよう対策を進めますが、町民の皆さまには、これまで同様、マスクの着用、手洗い、手指消毒、三密の回避など基本的な感染予防を徹底していただくとともに、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発令されている都道府県や、県内の感染拡大地域への往来は可能な限り控えていただき、地域内でも大人数、長時間の会食には注意していただきますようお願い申し上げます。また、感染者、接触者、医療関係者、感染拡大地域にお住いの皆さま等への誹謗中傷、差別行為は絶対にしないよう、重ねてお願い申し上げます。

(8月13日からの豪雨災害)

気候変動の影響のせいか、自然災害が多発・深刻化しています。8月13日からは、西日本全域と長野県南部で停滞した前線が長時間に及ぶ豪雨をもたらしました。町では、大雨洪水警報が続く8月14日午後5時20分に、土砂災害警戒区域に対し、高齢

者等避難・レベル3を発令し、福祉センターに避難所を開設。その後、午後11時45分に土砂災害警戒情報が発表された時点で、特別警戒区域レッドゾーンにお住いの世帯の皆さまに避難指示・レベル4を発令しました。町の指定避難所には4世帯・10名の方が避難されました。

この雨による町の被害状況は、林道災害2件、公共土木災害3件、農地災害7件の計12件で、幸いにも、人身や住居に及ぶ被害はありませんでした。現在、飯田建設事務所、南信州地域振興局と連携を図りながら災害復旧にあたっています。林道災害の1件は不動滝線で、これから紅葉シーズンを迎えますが今のところ復旧の見通しが立っていないため、当面の間通行止めとします。ご理解をお願いいたします。

(防災)

町では、危険区域などを3年ぶりに最新の情報に書換えた、更新版の防災ハザードマップを、8月10日に全戸配布しています。町民の皆さまには、自分がお住いの場所がどのような区域なのか、また、避難をする場合、どのようなルートが適切なのかなどのご確認をお願いします。今後、マップ上で土砂災害のレッドゾーンとイエローゾーンにお住いの世帯の皆さまには、改めて文書でお知らせさせていただき、防災対策のお考えや実情をお聞きするアンケート実施する予定です。

また、今後は、職員もお手伝いさせていただきながら、各地区の防災計画の見直し作業を進めます。計画全体が「できるだけ簡単に分かりやすく」を基本に、さらに、計画に「ご家庭だけでは避難が困難な方などの支援方法」を加えたいと考えています。お隣近所の顔の見えるお付き合いが、計画の原動力となりますので、多くの皆さまのご参加をお願いいたします。

9月5日日曜日に、全町一斉の防災訓練を予定しています。新型コロナ感染警戒の最中ではありますが、このような状況でも災害はいつ起こるかわかりません。災害が発生した場合、町民の皆さまの安否確認が最優先になります。各区・地区には、できるだけ短時間で素早く、地域住民の安否を確認し報告をいただくとともに、長時間の訓練にならないようお願いしています。町民の皆さまも、この訓練を通じて、コロナ禍でも発生しうる自然災害から命を守るための行動について、ご家族やご近所の皆さまと考えていただく機会としていただければと思います。

(まちづくり懇談会)

本年度のまちづくり懇談会を、9月15日から始めるよう予定していましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止ため、9月中の8地区は10月下旬以降に延期させていただきます。状況が好転すれば10月からは当初の予定どおり開催します。この懇談会は、まちづくりについて身近な場で町民の皆さまと語り合う大切な機会です。今後の警戒レベルや町内の状況推移を見極めつつ、遅くとも今月10日頃には実施の可否を判断します。各区・地区の皆さまには日程調整で大変お手間をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いします。

(第7次まちづくりプラン初年度の評価)

高森町版地方創生総合戦略を含む第7次高森町まちづくりプランの、初年度となる2020(令和2)年度の執行実績を評価し、各種会計決算と併せて今定例会に提出しています。7月には理事者と幹部職員による評価会議を実施し、その結果を元に、8月に19名のまちづくりプラン推進委員の皆さまに、それぞれの視点で客観的な評価をお願いしました。このうち9名の委員により、8月3日にプランを構成する18施策のうち6施策を取り上げ、会場・インターネット・ケーブルテレビによる公開評価会議を開催しました。委員の皆さまからは、今後の課題と希望を示唆する多くの貴重な提言をいただきました。公開形式で実施したことにより、参加された皆さま、視聴された皆さまには、まちづくりへの関心や「なりたいあなたに会えるまち～日本一のしあわせタウン」に共感していただけたのではないかと思います。

まちづくりプランに掲げる、町民の皆さまと共有する重要指標、人口目標やチャレンジ3、それを実現するための18の施策を総体的に評価しますと、令和2年度は新型コロナに翻弄された1年で、特にこの1年間の出生数の大幅低下は、人口目標に対し大きなマイナスです。また、予定通り実施できなかった事業などの影響で、町民活動や人のつながりを基盤とする施策では、成果指標の低下や、足踏みが顕著となっています。その一方で、ピンチをチャンスに変え、「地元つながり」の視点で、子どもたちや地域出身の大学生などの若者との接点や機会が広がる、という成果を得ることもできました。議員各位には、令和2年度決算審査と共に、チャレンジ3、施策評価結果を審議していただき、課題解決から未来に繋がるご提言をお願いします。

(保育園建設の進捗状況)

社会福祉法人白百合福祉会が進める「認定こども園ぼども」は、7月から建物の本体工事に着手しています。町が行う関連道路改良工事、町道 I-1 号線から町道 2-30 号線までの区間 450mの内 150mは、5月に発注を完了し順調に進捗しています。この度、残りの 300m区間の発注作業を進め、本議会に議案 56 号で請負契約締結の承認を求める議案を提出しています。園交流も保護者や地域の皆さまにご理解いただき、定期的に実施しています。11月に予定されている吉田区の文化祭では、記念事業として吉田保育園や吉田河原保育園の歴史を振り返る展示などを計画いただいています。両保育園とも、多くの皆さまの思い出が詰まっているということ胸に、来年4月には、気持ちも新たに円滑なスタートが切れるよう努めてまいります。

新みつば保育園は、上段3区の皆さまと相談させていただきながら、用地の候補を選定し、地権者・地域住民の皆さまとの話し合いを進め、概ね関係の皆さまからご了解をいただくことができました。場所は、広域農道牛牧南交差点から松川方面に100m、広域農道西側約7,000m²です。新園舎建設に伴い、広域農道あんしん市場付近の渋滞解消及び新保育園への保護者の安全な送迎のため、牛牧南交差点への右折レーンの設置を来年度から地方創生道整備推進交付金を活用し事業化できるよう、現在地域再生計画の認定申請を進めています。また、当該交差点の改良及び宮澤生活改善センターから保育園への進入路を整備するための測量・設計に係る補正予算を本議会に提出しています。関係したハード整備を進めながら、今後は、令和5年4月開園に向けた手続きを進めるとともに、引続き保護者や町全体の皆さまへ丁寧な説明を行い、移管先法人である社会福祉法人萱垣会とともに、地域に親しまれる保育園となるよう努めてまいります。

(高森町再エネ導入戦略等検討委員会の開催)

今年度、2050年CO₂排出量実質ゼロ実現に向けた町全体の「地球温暖化防止実行計画」を策定するため、脱炭素社会実現に重要な役割を担う、議会、区長会、農業委員会、商工会、金融機関、大学関係者等の代表の皆さまにご参画、ご検討いただく、高森町再エネ導入戦略等検討委員会が7月末にスタートしました。今後、月1回の検討を重ね、町民の皆さまが、ゼロカーボンに向けて行動してみようと思える分かりやすい計画づくりを進めます。

(御大の館・湯ヶ洞の再開)

新たな指定管理者を迎え、7月2日には御大の館が、同月23日には湯ヶ洞の宿泊・宴席が再開しました。1カ月半経ちましたが、感染拡大の第5波と重なり8月の利用は大きく落ち込み、前年比63.7%となりました。再開にあたり、保健所や消防など関係機関からの指導をいただき施設改修を行った結果、長年ご利用いただいているお客様には、少し戸惑いを感じられる部分もあるかと思いますが、やむを得ないことですので、ご理解をお願いいたします。

コロナ禍の終息は中々見込めないところですが、そもそもこの施設が町民の皆さまにとってどのような施設であるべきか、求められている役割はどこにあるのか確認し、指定管理者からの事業計画でも提案された入湯税の見直しも含め、今後の方向性を検討してまいります。

(天竜川護岸工事の着手)

天竜川上流河川事務所の発注により、天竜川山吹護岸工事が8月2日に開札され2工区それぞれの施工者が決定しました。場所は、川まちづくり計画地付近で、昨年からの継続事業として施工されます。護岸工事に隣接した町有地では、南信州広域連合が飯田広域消防高森消防署の基本設計を発注したことに併せ、町でも水防ステーションの基本設計を発注しました。また、今年度中には、県施工による竜神大橋の高森側の橋台と橋脚の工事も着手される見込みです。

(平和推進月間)

8月は平和推進月間でした。平和講演会では昨年度に引続き満蒙開拓平和記念館の寺沢秀文館長からお話をお聞きし、下市田の熊谷弘さんご夫妻による紙芝居「原爆・サダコの願い」をご披露いただきました。

今年度も、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、「平和のかけはし使節団」の派遣を見送ることとなりましたが、高森南小、北小の6年生が協力し、「わたしたちの平和への願いが未来へ届きますように」と、ちぎり絵で彩った太陽と7色の虹に、平和への願いを込めたメッセージ添えて、8月6日広島平和記念式典に併せ、広島市に送りました。また、今年度も折り鶴の作成を皆さまへお願いし、8月中に約60,000羽の折り鶴が届いています。ご協力くださいました町民の皆さまに感謝申し上げ、平

和への祈りとともに広島市へお届けします。

さて、本定例会には、報告案件 3 件、専決案件 1 件、条例案件 3 件、契約案件 1 件、決算認定案件 8 件、補正予算案件 8 件、人事案件 2 件を上程しています。

まず、議案第 57 号から議案第 64 号までが、各会計の令和 2 年度歳入歳出決算の認定です。一般会計について要点のみ申し上げます。

財政指標では、経常収支比率が 83.9%・前年対比 2.7 ポイント上昇。実質公債費比率は 7.9%・前年対比 2.0 ポイント改善、将来負担比率は 43.9%・前年対比 20.1 ポイント改善しました。また、財政力指数は 0.420 で前年度 0.416 から若干の向上です。

主要な基金の現在高合計は 2,017,217 千円、昨年より 310,096 千円・率にして 18% 増加しました。一方、地方債残高は 5,900,005 千円で、前年度より 63,672 千円・率にして 1.09%増加しました。

一般会計の歳入総額は 8,943,487 千円、前年対比 1,077,648 千円・13.7%増加。歳出総額は 8,242,307 千円、前年対比 990,115 千円・13.7%の増加です。基幹歳入の町税は 1,471,286 千円で、前年対比 2.4%増加しました。

令和 2 年度は、かつて経験のない新型コロナウイルス感染症に直面し、文字どおり暗中模索の中にも全力で感染防止対策や暮らしと経済の対策を、町民や事業者の皆さまと共に全力で取組んだ極めて特別な 1 年だと実感しています。コロナ対策では、特別定額給付金や地方創生臨時交付金、そして町内外の企業や多くの皆さまからの多額のご寄附などで多くを賄うことができました。また、町税の状況から、この 1 年のみでは、新型コロナウイルスによる経済的な打撃が、所得に及んでいないため、町の財政指標や財政状況も安定を保てたと考えます。

地域全体で、人口減少と高齢化が加速し、新型コロナウイルス感染症の影響が色濃く出た一年ではありましたが、多くの皆さまのご協力により、コロナ禍でも果敢に町づくりを進め、中学生による画期的なミュージックビデオの制作、大学の休校やオンライン授業は、地元で居ながら活躍する大学生との出会いが生まれました。こうして、逆境やピンチにあっても、未来を向いて、着実に人づくりを進めています。第 7 次振興総合計画の将来像「なりたいあなたにあえるまち～日本一のしあわせタウン」を目指し、令和 2 年度に得られた経験を活かし、今後も前進してまいりますので、議員は

じめ町民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

議案第 65 号の令和 3 年度一般会計補正予算（第 4 号）は、歳入歳出に 465,776 千円を追加し、総額を 7,631,228 千円とします。主たる内容は、令和 2 年度の決算に伴い確定した歳計剰余金 684,790 千円全額を、歳入の前年度繰越金に計上。また、本年度の普通交付税が 7 月に確定し、追加分 123,840 千円を計上します。これらの歳入は、主として財政調整基金に 180,000 千円、公共施設等整備更新基金に 90,000 千円を積み増すほか、予備費を増額します。その他の事業では、5 月と 8 月の豪雨災害による林道不動滝線などの復旧工事費 42,002 千円を新規に計上したほか、新型コロナウイルス感染症の影響などに伴う事業内容の変更や、予算の過不足を調整する内容です。

また、国民健康保険事業・後期高齢者医療・介護保険・農業集落排水事業・地域開発事業、これら 5 の特別会計と、水道事業・公共下水道事業の 2 企業会計で、それぞれ前年度繰越金の計上など補正予算として措置します。

以上、一般会計決算及び補正予算の議案のみ概要を説明させていただきましたが、その他の議案も含め、詳細については上程の際担当課長より説明します。

議員各位並びに町民の皆さまのご理解をお願い申し上げますとともに、提案しました議案について、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。